

令和4年9月定例会 消費者・環境対策特別委員会(付託)

令和4年10月3日(月)

[委員会の概要]

喜多委員長

ただいまから、消費者・環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○令和3年度野生鳥獣被害に係る集落アンケートの結果について(資料1)

○とくしま生活排水処理構想2022(素案)について(資料2-1, 資料2-2)

平井農林水産部長

この際、1点御報告させていただきます。

令和3年度野生鳥獣被害に係る集落アンケートの結果についてでございます。資料1を御覧ください。

1, 調査の概要としましては、県内における野生鳥獣被害に係る住民の実感を把握するため、令和3年1月から12月を対象期間として、鳥獣の生息が推定される地域を軸に、県下の366の農業集落に対しまして、農業被害の程度や実施した対策などについて、本県独自のアンケートを実施いたしました。

2, 主な状況でございますが、(1) 農業被害の程度につきましては、深刻又は大きいと回答した集落の割合は、イノシシが47パーセント、ニホンザルが34パーセント、ニホンジカが32パーセントでございました。(2) その他の被害につきましては、例えばイノシシでは、家庭菜園の被害ありと回答した集落が53パーセント、畦^{あぜ}や石垣の被害が深刻、大きいと回答した集落が34パーセントという結果でございました。(3) 実施した対策でございますが、例えばイノシシでは、防護柵を設置した集落のうち、効果ありと回答したのは58パーセント、捕獲を実施した集落のうち、効果ありと回答したのは58パーセントという状況であり、これらの対策について、一定の効果を実感しているという結果でございました。

3, 今後の方針としましては、獣種ごとに定めた適正管理計画に基づきまして、市町村と連携の下、地域に応じた効果的な侵入防止柵の導入やI o T機器を活用した捕獲など、集落ぐるみの被害防止活動をより一層強化してまいります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

徳永県土整備部副部長

続きまして、県土整備部から1点、御報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。とくしま生活排水処理構想2022(素案)についてござい

ます。

とくしま生活排水処理構想は、県民が快適・安心に暮らすことができる生活環境や、美しく豊かな水環境を実現するため、生活排水処理施設の迅速かつ最適な整備を推進する指針となるもので、今回、平成29年に策定したとくしま生活排水処理構想2017を見直すものでございます。

2、基本方針といたしまして、合併処理浄化槽や下水道などの施設の整備に掛かる時間軸を勘案し、整備手法の更なる最適化を図り、早期かつ持続可能な生活排水処理システムを構築することとしております。

3、整備目標は、令和17年度末の汚水処理人口普及率95パーセント以上としております。

4、見直し結果につきましては、下水道において未着手の2処理区を廃止、15処理区で区域を縮小し、集落排水施設において3処理区で統廃合、2処理区で区域の縮小を行い、合併処理浄化槽の整備区域を拡大させて、図の下段、新構想のとおり、令和17年度末の計画では、整備目標を満たす97.1パーセントとなっております。

5、推進に向けた取組といたしまして、(1)合併処理浄化槽整備の加速化と維持管理の適正化、(2)下水道等の早期整備と持続可能な事業運営、(3)未来につながる水循環を創造する意識の醸成などに積極的に取り組むこととしております。

6、今後のスケジュールにつきましては、県議会での御論議、パブリックコメントによる御意見を踏まえ、年内の策定を目指してまいります。

報告事項は、以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で報告は終わりました。

それでは質疑をどうぞ。

岩佐委員

今、御報告を頂いて、鳥獣被害のアンケート結果を見ていて思ったことなのですが、この調査で、被害の程度というのは、やはり令和2年度に比べると増えている、深刻、大きくなっている。ただ、対策に関しては効果ありというのが、防護柵は横ばいなのかなというところですが、捕獲に関しては効果があるというようなことになっています。ちょっと矛盾するとか、反対のほうになるのかな、捕獲は増えて効果は増えているのだけれども、やはり被害に関しては増えているというようなところであります。

このアンケート結果をどのように分析をされて、今後の方針ですね、対策に反映させていくのかということ、もし分析をされているのであれば、教えていただけたらと思います。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま岩佐委員から、今回のアンケートの結果をどう捉えているかということと、それから今後の対策をどうしていくかということで御質問を頂きました。

今回のアンケートにつきましては、野生鳥獣の被害に関する住民の実感について傾向をつかむ調査となっておりますけれども、イノシシやニホンザルなどによる被害の影響の大きさ、深刻さが改めて明らかになったものと真摯に受け止めているところでございます。

一方で、捕獲の強化とか侵入防止柵などの防護対策につきましては、今お話がございましたように、一定の効果が認められているという状況になっておりますので、これらの対策への期待感の表れと受け止めまして、今後の対策に生かしていきたいと考えております。

岩佐委員

具体的に、捕獲をしていくというのは多分望まれているのかなというところで、今後の方針の中にありますけれども、IoT機器を活用した捕獲であったりとか、また以前からこの場でも協議されていると思うのですけれども、ハンターの育成というところも重要になってくるのかなと思っています。捕獲することに関しては、感謝をさせていただいていると思うのですけれども、イノシシやサル、シカも、やはり身近な所に、里山のほうに下りてきているだけに、いろいろな被害というのも見えてきているのかなと思います。ちょっと今このアンケートの結果だけだったので、深くはお聞きはしないのですけれども、そういった人家に近い里山のあたりでの捕獲というのをしっかりと進めていただけたらと思っています。今回のアンケート結果をしっかりと分析して、対策を進めていただきたいと思いますと言だけ要望させていただきたいと思います。

次に、小・中・高校における食育、またエシカル消費の学習について、お伺いしたいと思っています。

学校現場もそうですし、消費者庁の関係もありまして、地産地消であったり、エシカル消費、またその中のフェアトレードということも推奨してこられたと思います。ただ、現状、円安等も進んで、輸入品に関しては、やはり価格は高騰してきている。また穀物等においては、世界情勢の不安定化ということもありまして、この先、そういった食料の安定供給とか安全保障というところを大変危惧しているところでもあります。小麦なんかにおいても、世界の中で、日本が買い負けているところもあったりして、今後の日本の食というものをしっかり守っていかなければいけないと思っています。その中で、やはり食料自給率を上げていくということも大変重要なことだと思っています。

自給率を上げるためにも、今の県内の農業とか漁業とか、そういうものをしっかり守るためにも、地産地消ということ、しっかりと意識していくことがまずは大切なのだというふうに思っています。そこで、食育とか、地産地消、また人権に配慮したエシカル消費という考えを、県民全ての方に持ってもらうというのは、大変重要だと思うのですけれども、意識として、やはり子供の頃から、食育ということ、まず入り口として推進していくことが大切だというふうに思っています。

そこで、まずは現状ですね、小・中・高校での地産地消、フェアトレードといった食育というのは、どのように、またどの程度行われているのかをお聞かせいただきたいと思います。

吉岡体育健康安全課長

ただいま岩佐委員から、学校教育におけます食育の現状について御質問を頂きました。

現在、県内全ての公立小・中学校におきまして、栄養教諭や学校栄養職員が食育の授業を行う徳島県学校食育推進パワーアップ作戦を実施しております。その中で、栄養のバランスの取れた健全な食生活や食の安全、地場産物を活用した地域の郷土食などについて指

導をしております。

また、児童生徒が地場産物や食文化についての理解を深めて、生産者や食物に対して感謝の気持ちを持つことができるように、学校給食に積極的に地場産物を使用して、生きた食材として活用することを推進しております。

今田学校教育課長

引き続きまして、エシカル消費教育の観点からもお答えさせていただきたいと思います。

地産地消それからフェアトレードといったより良い消費生活を送るための学習は、学校教育におきまして、小・中・高の発達段階に応じて、主に家庭科の授業の中で実施されているところでございます。また特に実践的な取組例といたしましては、例えば地産地消でございますと、主に中学校や高校におきましては、地域に出まして地域の食材を使った食品開発に自ら取り組むといった活動が行われているところです。

また御質問にございましたフェアトレードに関しましては、特に高等学校段階の専門高校でございます農業科や商業科におきまして、各学科の特性を生かしフェアトレード商品を購入・販売する活動に加えまして、例えば紅茶やコーヒーといったフェアトレード製品を使用したクッキーなどスイーツを開発するとともに、校内で販売したりですとか、校外の催しに出店をいたしまして販売活動を実施することで、フェアトレードの意義を周知する活動を積極的に展開している状況でございます。

岩佐委員

小・中学校においても、給食への地場産物の使用であったり、またパワーアップ作戦も行っているということでありまして、また高校においても、その学校の特色を生かすといういろいろな取組をしていただいているというのは、本当に有り難いことだなというふうに思っています。ただ、この機会というのも、まだまだ個人的には少ないのかなというふうに思っていて、そういった食育を更に推進していくべきだとは思っています。

今、学校給食の話も出たのですけれども、やはり今回、これは農林水産部のほうにはなりますけれども、コロナ禍でいろいろな農産物が停滞していることありまして、学校給食へ食材の提供ということもあったと思います。これに関しても、もう本当に好評だったと私の子供等からも聞いていますし、この間もニュースで地元のそういった農産物を給食で食べてもらう、その声を聞くというようなことがあったわけなのですが、ちょっと小・中学校においては、どこまでできているかというのは把握しているか分かりませんが、こういった給食への地場産物の使用とか、またそれと合わせた食育というのを更に広げていただきたいと思うのですけれども、これに関して所見を頂けたらと思います。

吉岡体育健康安全課長

ただいま岩佐委員から、地場産物を活用した給食について、更に拡大をしていく方向で考えていただきたいというような御意見を頂きました。

県教育委員会といたしましては、学校給食の主体であります市町村教育委員会に対しまして、使用可能な地場産物の野菜に対する情報提供でありますとか、それから様々な地場産物を使った給食メニューの情報交換であったり、しっかり関係各部署と協力しながら、

地場産物活用拡大に向けて取組を進めていきたいと考えております。

岩佐委員

紹介をしていくということになるかと思いますが、やはりそういった食育を通じて、地場産品の新鮮さであったりとか、旬のものを学べる場にしてほしい、そういった活動を更に広げてほしいと思っています。以前、この場でも給食への有機農産物の話も出てきたりはしていたと思いますが、それへの補填ということもあったのですけれども、なかなか給食費との兼ね合いというのも課題であるというのには認識をしています。こうした食育というのを、まず入り口にしていただいて、県産品にはどんなものがあるのだろうかとか、地場の農業のことを知ってもらうという活動とかが大切だと思っています。加えて、知ってもらう、おいしいというところから、まずは入ってもらって、次に高学年になるにつれて、それに加えて、その食品の生産とか、その後ろにある流通とかいったコストのことも、食育の中では考えてほしい、そういう場にしてほしいと私自身は思っています。

やはり安定的に食料を供給するためには、その後ろにある生産者の苦勞であったりとか、今、農業においては化学肥料の高騰とかいうこともあります。それだけコストが掛かっているのだけれど、その販売価格、卸値に反映できないというところもありますし、それを運んでいる物流のところにおいては、燃料費の高騰とかいうこともあるので、これだけの食料が幾らというものの後ろに、これだけのコストと手間が掛かっているということを学ぶのも、食育なのだと思います。そうした一つの食料、また製品に対する対価というものを、正當に評価をしていっていただきたい、それを学ぶ機会となつてほしいと思っています。そこから、ちょっと飛躍はするかもしれませんが、消費者教育、さらには、金融教育というところにもつながっていくものだと考えてはおります。

そこでですね、総合学習で、今までいろいろな金融教育等も含めて取り組んできていると思いますが、食育を入り口として、その学習段階、学年に応じて、エシカル教育また消費者教育へと更に進めていくべきだと考えますが、これについての御所見を頂けたらと思います。

今田学校教育課長

ただいま岩佐委員より、食育を入り口として学校教育の各発達段階において、消費者教育・エシカル消費教育を更に推進すべきということで御質問を頂きました。

地産地消につきましては、生産者と消費者が近いということで、生産過程を確かめられたりですとか、新鮮な食材を入手できるといった利点に加えまして、輸送のためのエネルギーやコストの削減につながる、さらには、地域の農業や水産業の活性化といった効果、こうしたものも期待されるところでございます。

今後の持続可能な社会を実現するため、また次代を担う子供たちがより良い社会を生きていくためにも、学校教育におきまして、子供たちがこうした地産地消を含みますエシカル消費を学んでいくことは、非常に重要であると考えてございます。県教育委員会におきましては、これまでもエシカル消費の普及に向けまして積極的な取組を進めてきたところでございます。令和元年度には県内全ての高等学校にエシカルクラブを設置するとともに、学校を越えまして、意欲ある高校生がエシカル消費を実践するとくしま・エシカル高校生

委員会の開催による次世代リーダーの育成などに取り組んできたところでございます。

また平成25年度以降は、TOKUSHIMA消費者教育ステップアップ事業といたしまして、県内幼稚園・小学校・中学校・高等学校から研究校を指定し、例えば令和3年度におきましては、地元食材を活用したスイーツの調理や給食の残食の堆肥化による食品ロス削減といった実践が行われ、その成果を県下の学校に周知・展開してきたところでございます。

さらに令和元年度以降、全国の高校生が徳島に集い、エシカル消費の推進の取組に関する発表を行うエシカル甲子園を全国で初めて開催しておりまして、このことによってエシカル消費の推進を徳島から全国に発信し、消費者・市民社会の実現に向けて行動する意識の向上につなげてきているところでございます。県教育委員会といたしましては、今後も持続可能な社会の実現を目指しまして、エシカル消費、消費者教育の充実を通じて高校生たちの取組を支援してまいります。

岩佐委員

すぐにとというのは難しいのかもしれませんが、今お話もありましたエシカル甲子園、徳島から始まった活動でもありますので、更に広げていただきたいと思います。

このところ、本当に物価高もありまして、多分家計としてはいろいろなものが困るところではあります。その中で、やはりより安くというような意識がどうしても出てきてしまっているかなとは思うのですけれども、消費者それぞれが自分たちが選ぶもので、地域を支えていくという意識も持ってほしいと思っています。当然、これは子供たちだけではなくて、大人の方も。それは消費者行政になってくるかとは思いますが、まずは入り口として、子供たちにそういった地元のことを知ってもらい、そこから、お母さん、お父さんと買物に行っているときに、やはり地元のをチョイスできるような、そんな食育というのをしっかりと進めていただければと思います。

山田委員

私からも数点聞きたいと思います。事前委員会でも聞いたのですけれども、旧統一教会による靈感商法の問題なのですけれども、消費者庁でも靈感商法等の悪質商法への対策検討会が開催されるなど、消費者被害の発生や拡大防止を図る取組も強化されております。

そこで、改めて徳島県の消費者情報センターに寄せられた直近の相談状況を含む現状です。これをまず御報告いただけますか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、県の消費者情報センターに寄せられた相談状況について御質問がございました。

事前委員会でも御答弁を申し上げましたけれども、改めて靈感商法を含みます開運商法について、その実績を御報告したいと思います。平成24年度から令和3年度までの10年間におきまして、87件、靈感商法等に関する相談を頂いております。

こちらの契約金額につきましては、2,767万8,907円、既に支払をしている金額につきましては、1,365万4,800円、これは飽くまでも相談件数ということでございますので、相談者の

申告によるものでございます。また今年度、事前委員会におきましては、8月末時点で1件0円と申し上げておったのですけれども、今年度9月28日時点で合計3件、契約金額につきましては300万円、既に支払をした金額としては300万円ということになってございます。

山田委員

今年もこういう格好で入ってきているわけですが、あわせて、全国の状況についても御報告いただけますか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、全国の状況について御質問がございました。

消費者庁の検討会において公表されております数字を御紹介させていただきます。全国の消費生活相談の状況といたしまして、靈感商法等に関する全国の相談件数は平成24年度から令和3年度までの10年間で1万8,862件、直近5年間の平均契約金額は96万円から154万円、また直近5年間の平均支払金額につきましては70万円から142万円となっております。

山田委員

そういう状況だということなのですから、消費者庁でも靈感商法等の悪質商法への対策検討会が開催されたと聞いておりますけれども、その概要について御報告いただけますか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、靈感商法等の悪質商法への対策検討会について御質問を頂いております。

検討会につきましては、旧統一教会問題などのいわゆる靈感商法への対応の強化を求める社会的な要請が高まっていることを踏まえまして、消費者被害の発生及び拡大の防止を図るための対策等を検討するために、消費者庁において開催しているものでございます。委員からもお話がありましたけれども、現在、令和4年8月29日を第1回といたしまして、その後、ほぼ毎週1回のペースで検討会を重ねておりまして、以降9月7日、9月15日、9月22日、9月28日ということで靈感商法に関する検討会が開催されています。

中身といたしましては、靈感商法に関する消費生活相談の状況の共有でありますとか、また消費者契約法と特定商取引法の運用状況、それから非公開でございましたが個別事案に関する分析と検証、消費者教育に関する取組や消費生活相談に関する対応などについて議論されているところでございます。

山田委員

状況は分かったのですけれども、実は2009年のコンプライアンス、法令遵守宣言ですね、これが一つの節目になっています。その宣言後も教会が宗教法人として国から認められているなどということで勧誘を続けてということ、この社会的カルト集団に国がお墨付きを

与えている事態が、より被害が深刻になっていると言われるのですけれども、今日、報告いただいたのは、この2012年からということですが、2009年から、このコンプライアンス宣言後の県内とか国の動きというのは把握できていますか。

飯田消費者政策課長

山田委員から、2009年以降についての御質問を頂いております。

平成24年度より以前の状況については、数字がございませんので把握はできておりませんが、この平成24年度以降、全部で90件あったうち、平成24年度、25年度あたりは二桁の相談件数があったのですけれども、以降は一桁で推移しているといった状況でございます。

山田委員

そういう実態は把握していないということだけでも、実は、この2009年法令遵守後というのが一つの重要な要素になっているのですね。やはり、これはきちんとつかんでほしいなと思います。

さらにですね、消費者庁長官が9月29日に会見を行いました。その会見の中身を御報告いただけますか。

飯田消費者政策課長

山田委員から、新井消費者庁長官の会見についての御質問がございました。

会見の中では、複数のお話があったと思うのですけれども、この旧統一教会の関係で申しますと、旧統一教会の関係者を名乗る人物については、全ての都道府県で働き掛けと申しますか、お話があったということを経理から会見で申されておりました。

山田委員

既に報道もあったように、飯田消費者政策課長からも言われたように、全都道府県の消費者生活センターに対して、寄せられた相談の内容などを教えるように要請してきたことが確認されたと発表されました。新井消費者庁長官は、組織的な動きだと考えざるを得ないと述べて、こうした行動をやめるべきだということも求めたと報道されております。全都道府県でということですが、徳島県での状況を報告できる範囲で、御報告ください。時期も含めて。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、会見の内容を踏まえて、本県の状況ということで御質問を頂いております。

改めて申しますと、この旧統一教会を名乗る人物の消費生活センター来訪に関しましては、消費者庁が全国的な動きとして実態を把握したい、また対外的にまとめて対応したいといたしまして、各地におけます現状の把握を行うために、都道府県を通じて各市町村を含め全国調査を行ったところでございます。

消費者庁からの依頼を受けまして、本県においても県内各センターに照会を行い、その

事実が確認された旨、消費者庁に報告を行っております。その全国調査の結果として、9月29日における消費者庁長官の会見において、教団関係者を名乗る訪問が、47都道府県全てで確認されたと発表されたものと理解いたしております。

訪問の箇所数などにつきましては、消費者庁におきましても、数が問題ではなくて、全国的にあったということが問題として、公表されておらず、今回の消費者庁のこの調査趣旨と対外的にまとめて対応したいという意向を踏まえまして、県内でも確認されたという事実について御報告させていただきたいと考えております。

山田委員

しかし、時期は8月下旬から9月上旬に集中して9月中旬まで続いた、こういうふうに言われていますよね。徳島県では、その時期についてはどうなのですか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、時期についての御質問がございました。

今、委員からもお話があったように、消費者庁において把握されている範囲が、その時期だということがございます。県におきましても、報告したのはその時期でございますので、同様の時期であると御理解を頂ければと思います。

山田委員

この時期にそういうことがあったということでした。今後の対応で、国は検討会を開いてということになっています。当然、消費者情報センターの取組と被害弁護団などの皆さんの動きですね、つまり徳島県下の弁護士さんたちも非常に関心を持っているのですけれども、徳島県として、この被害者救済等々も含めて、そういう検討会なり弁護士会との連携ということは、検討されているのですか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、相談も含めた対応についての御質問を頂いております。

委員も御承知のとおり、国におきましては、旧統一教会をめぐる問題に関しまして、悪質商法などの不法行為の相談や被害者の救済も目的といたしまして、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関などへのあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主催によりまして、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を8月18日に設置、開催いたしているところでございます。

その会議での議論を経まして、本年の9月5日から9月30日までの間、合同電話相談窓口を開設し、旧統一教会に関する相談に集中的に対応するとともに、関係省庁に係る既存の各相談窓口におきましても、相互に連携して対応することとされておりました。商品やサービスが介在する契約に関する金銭的な被害に関する相談につきましては、消費者ホットラインにより本県の消費者情報センターを含みます各地域の消費生活センターが対応をいたしているところでございます。また9月30日には第2回の連絡会議を開催されまして、この合同電話相談窓口につきましては、当面の間、延長されるということが決まったところでございます。

県におきましても、この流れに呼応しまして、消費者情報センターでしっかりと相談対応を行ってまいりたいと考えております。またあわせまして、今、山田委員からお話がありましたように、その取組につきましては、国の二つの大きな動き、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議と、それともう一つは先に申し上げました消費者庁の靈感商法等の悪質商法への対策検討会、こちらのほうが国を挙げて今なされているところでございますので、県におきましては、その動きをしっかりと注視して、対応してまいりたいと考えております。

山田委員

その取組を強めてほしいのですけれども、今後、県内でもこれだけの被害が出ているという状況なので、そういう徳島弁護士会等とも連携を図るなど、この救済に向けた取組というのをいよいよ図るべきときに来ているのではないかと。飯田消費者政策課長のところの部局だけで対応するのではなく、文字どおり大きな社会的な問題になっているわけですから、きちんと検討するような組織を検討すべきでないかと思うのです。この点はどうですか。

飯田消費者政策課長

ただいま山田委員から、組織的な検討を行うべきではないかという御意見を頂きました。

まず、私どもで所管いたしております県消費者情報センターでは、靈感商法はもとより商品や役務の契約、安全性など、消費生活全般に関する苦情や問合せに対しまして、消費者である県民の皆様からの御相談を専門の相談員が受け付けて、公正な立場に立って問題解決の支援を行っているところでございます。また、ここにつきましては、現在、合同相談窓口の対応をする上で、国から、その対応マニュアルというものも頂いておりまして、県のほうで適切に取り扱い、県民の皆さんの相談に対応しているところでございます。

また、弁護士会等につきましては、今現在、日本弁護士連合会で、靈感商法等の被害に関する無料法律相談というのが、国の合同電話相談窓口の設置期間に合わせて設置されておりまして、こちらについても9月30日の会議で、10月31日まで延長されたということになってございます。国でも弁護士等と連携して取り組んでおりますので、県でも、しっかりそうしたことを把握しながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

山田委員

この問題はまだまだ根が深いと思うので、是非ともそういう格好で、しっかりと各機関とも検討していただいて、やはり靈感商法から県民の生活を守るということで頑張っていたきたいと思えます。

続きまして、今日報告があった徳島生活排水処理構想の問題についてお伺いします。まず聞くのですけれども、直近の令和3年度末の汚水処理人口普及率は、どういう状況になっていますか。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、直近の汚水処理人口普及率について御質問を頂きました。

令和3年度末の徳島県の汚水処理人口普及率につきましては、66.0パーセントとなっております。

山田委員

66パーセントと、既に報道もされていて、20年連続全国最下位と言われていています。これについての姫氏原水・環境課長の受止めはどうですか。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、汚水処理人口普及率に対する認識について御質問を頂きました。

本県における汚水処理人口普及率は、令和3年度末で全国平均が92.6パーセントに対して66.0パーセントとなっており、更なる向上が必要であると認識しております。

一方、率の伸びで見ますと、令和2年度末が1.2ポイント増であったのに対し、最新の令和3年度末では、それを上回る1.4ポイント増と全国2位の伸びを示しております。全国平均との差は着実に縮小してきているという状況でございます。引き続き、市町村と緊密に連携して、汚水処理人口普及率の向上にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

文教厚生委員会の時も、順調に伸びたということに、委員席から失笑が出たのですけれども、とても順調と言える状況ではないなと私は思いますし、その関係で検討していく上で、前の生活排水処理構想2017ですね、これについてちょっと聞いておきたいと思います。中間目標年次ですね、この時点では平成37年、つまり令和7年、2025年末と出されておりましたけれども、この整備目標を御報告ください。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、徳島生活排水処理構想2017の令和7年度末の目標について質問を頂きました。

徳島生活排水処理構想2017の令和7年度末の目標としましては、78.7パーセントとなっております。

山田委員

実はこの前の、今日出た同じ概要ですね、どう書いていたかと言うと、平成24年、2017の5年前、2012の時の構想では74パーセント、平成26年から年平均1.6パーセント増と。しかし、この2017では、今回見直し後79パーセントに上げると。年平均2.2パーセント増にすると。こういう整備目標が掲げられておりました。これは間違いはないですね。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から報告を頂いた数字については、そのとおりでございます。

山田委員

そうしたらね、この前の2017の整備目標について、今回のペーパーを見る限りは、全く触れられていないんです。この整備目標については、未達成に終わる可能性が非常に高まっているのですけれども、その検証はしたのかという点についてはどうですか。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、前回の構想についての検証はしているのかという御質問を頂きました。

前回の構想を踏まえまして、今回は令和8年度末の目標を短期目標年度として、75パーセント以上ということで設定させていただいております。まず今回の見直しについてですが、人口減少とか高齢化の進行といった社会情勢の変化や、下水道や合併処理浄化槽の施設の整備状況を踏まえまして、早期に生活排水処理施設を整備することに主眼を置きました。前回考えておりました下水道の整備までに長期間を要する区域については、事業効果が早期発現できるような合併処理浄化槽で整備する区域を見直すなど、市町村とともに検討、調整を図って、地域の実状を反映して整備手法の最適化を図っていくものでございます。

ということで、令和7年度末の目標については、前回の分は見直して、令和8年度の短期目標年度として75パーセント以上ということで、改めて計画させていただいているところでございます。

山田委員

だから、やはり数字の面で、十分検証されたものと言えるのかという点ですね。もう一つあわせて、令和4年度の「未知への挑戦」とくしま行動計画。実は、汚水処理はこの中で重点項目になっているのです。汚水処理人口普及率は2017が60パーセント、2022で72パーセント、つまり、来年度までに72パーセントと、一気に6パーセント、今66パーセントですからね。そんなことは絶対見通せない。見通せない計画をずっと上げているということについてどうなのかという点について、姫氏原水・環境課長に聞いているのです。数字自身、いろいろ御苦労されているのは、よく分かるのですけれども、数字については、やはり右肩上がりのどんどんというふうな格好でいいのかと。しっかり足元を見た上で、対策は、先ほどの合併処理浄化槽の方向でというのは、そのとおりだと思うのですけれども、やはり、その数字についても、きちんと検証して、できなかったのは、これこれこういうことでできなかったということをきちんと言うべきだと思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、数字の達成状況について、どのように考えているのかという質問を頂きました。

委員の御意見のとおり、やはり数字につきまして、今回の構想にもありますが、下水道の整備に関しまして、令和2年度末までの6年間で1.4ポイント増と伸び悩んでおります。これに対して、合併処理浄化槽が7.7ポイント増と、下水道に比べて合併処理浄化槽の伸びが5倍以上となっているということで、そこを踏まえまして、今回、合併処理浄化槽で

整備する区域、時間軸も勘案して、その区域を拡大することで、汚水処理人口普及率の達成を目指すものでございます。

山田委員

そうしたらもう1回、今回の構想ですけれども、一応整備目標は令和17年度末の汚水処理人口普及率95パーセント以上と、こういうことを掲げられております。先ほど私も指摘しましたけれども、2017の構想の時は、年平均で2.2パーセント増を目指すということになっておりました。その前の平成24年構想の時には、年平均1.6パーセント増で、かなり大幅に年平均を上げるということをこの計画で言ったわけです。その年平均は、一体どうなっているのかということが1点と、もう時間の関係がありまして、2022構想で令和17年度末に95パーセント以上という数字を設定しますけれども、これは年平均にしたら何パーセント増にするという計画なのかということについても聞きたいと思います。

姫氏原水・環境課長

山田委員から、年平均の伸びについての御質問を頂きました。

令和17年度末で95パーセントということで、今回66パーセントになっておりますということで引きますと、30ポイントぐらい伸ばすような計画になります。それで、この13年間で30パーセント、年平均2.3ポイント増ということで、今回の計画を考えております。

山田委員

2.3パーセント増と、数字的にはそういうことですね。前の計画の年平均2.2パーセント増という計画ですね。その前の構想は1.6パーセントでしょう。これは達成できたのですか。

姫氏原水・環境課長

前回の構想の目標が達成できたのかという質問だと思います。

今回、前回の検証を行って、やはり下水道での伸びが思うように伸びていないというところから、今回、達成できるような方法で整備手法の見直しを図るものでございます。

山田委員

いやもう、余り長く言うつもりはないけれど、今回、年平均で2.3パーセント増ということになっていきますけれども、その具体的な増加のさせ方というか、中身はどういうふうにお考えですか。

姫氏原水・環境課長

山田委員から、普及率上昇に向けて、どうやって取り組んでいくのかという具体的な中身について御質問を頂きました。

今回の見直しで、合併処理浄化槽で整備する区域を拡大するという一方で、合併処理浄化槽への転換に係る補助制度というものを継続しますとともに、市町村に対しまして、国の交付金とか県の補助制度、そういったものを有効活用した補助金額のかさ上げを働き掛

けてまいるとともに、やはりまず、適切な維持管理が可能な公共浄化槽への導入支援などを行って、合併処理浄化槽整備の加速化に向けた取組をしっかりと進めていきたいと考えております。

また、今回下水道の計画区域、これまで下水道の計画区域であったものが合併処理浄化槽の整備区域となることで、これまで普及啓発が思うようにできなかった区域についても合併処理浄化槽での啓発ができるということで、そういったことを積極的に進めていきまして、汚水処理人口普及率の達成を目指していきたいと考えております。

山田委員

そうしたら、市町村設置型の合併浄化槽の飛躍的普及のためには、やはり設置者の負担軽減、これがもう本当に不可欠だと。知事任期中、全国最下位を続けてきたこの問題で、先ほど言った重点項目にも入っているということから見たら、今の重点交付金や、あるいは財政調整基金ですね、950億円あるということも活用しながら、思い切った県の支援を増加すると。そして、設置者の負担を軽減するという取組がなかったら、年平均の2.3パーセント増も絵に描いた餅になるということが非常に気になるのです。

そういう面で言えば、県の支援策ですね、今度の11月議会等々で、恐らく姿を見せるのかどうか、2月が骨格予算ですから、11月がもう焦点です。そこについての一応の、具体的なことは言えないとは思いますが、覚悟等々についてお伺いします。

姫氏原水・環境課長

ただいま山田委員から、合併処理浄化槽を拡大していく上での財政的な支援の拡大ということで御質問を頂いたと思います。

県では、合併処理浄化槽の整備を促進するため、個人の負担軽減が必要であると考えておりまして、昭和63年度から市町村への補助制度というものを設けております。これは合併処理浄化槽を設置する個人に対して、市町村が補助する場合、その費用の一部を市町村に対して補助しているものです。それで平成20年度からは、不要となる単独処理槽とかくみ取り槽の撤去費についても上乗せで補助しております。

さらに、令和元年度からは単独処理浄化槽の転換に伴う宅内配管の工事費用、また今年度からは、くみ取り槽から転換に伴う宅内配管の工事費も対象に加えて、補助制度の拡充というものを図ってきているところでございます。まずは、こうした現状の補助制度を活用していただけるよう、市町村に対してしっかりと働き掛けてまいりたいと考えております。

山田委員

やはり具体的な県の支援等々がなかったら、合併処理浄化槽についても飛躍的に増えるという状況にならないのですよ。是非とも、そこは肝に銘じて対策を進めていってほしいということを強く要望しておきたいと思っております。

次に、野生鳥獣の問題についても聞いておきたいと思っております。一つは、鳥獣被害は全体として減少しているのか、横ばいなのかということと、被害額の推移について御報告いただきたいのと併せて、野生鳥獣対策の予算ですね、環境省、農林水産省、県という格好で、

これについても御報告いただけますか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま山田委員から、2点の御質問を頂きました。

1点目が農作物被害の現状につきまして、2点目が予算の状況につきましてということで、続けて御回答させていただきます。

まず最初に、農作物の被害金額についてですが、本県におきましては、以前は1億円以上で推移しておりましたが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が施行された平成19年度以降につきましては、平成22年をピークに減少傾向にありまして、令和元年度からは1億円以下で推移しているものの、令和3年度の農作物被害は9,100万円余りと前年度とほぼ同額でありまして、依然として高い水準であります。中でも、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルの3獣種による被害が大きく、全体の90パーセントを占めているという状況になっております。

続きまして、鳥獣対策の予算についてですが、県では、鳥獣被害防止対策としまして、防護対策、それから捕獲対策、捕獲鳥獣の利活用の推進、担い手の育成確保を四本柱に取り組んでおりまして、鳥獣被害対策に関する令和4年度の予算額は、前年度比105.9パーセントの4億2,862万円となっております。

その内訳ですけれども、主に農作物被害防止のための農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金が約2億4,500万円、鳥獣の個体数管理に取り組むための環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金がおよそ9,500万円となっております、この4億2,862万円の財源内訳につきましては、国費が3億4,770万円と約81パーセント、それから一般財源が6,836万円、その他が1,256万円となっております。

山田委員

今日、頂いたアンケート結果、農業被害の程度の深刻・大きい割合が増えている原因の一つに、残念ながら私は、この被害額が横ばいになっているということも大きな原因だと思うのですけれども、その面で言えば、環境省、農林水産省の予算ですね、これ自身もちろん増額をお願いしていきたいのですけれども、今すぐできるのは、やはり県の対策ですね。県の持分が、残った18パーセントのうちのその他があるからどれぐらいになるのかということと、様々なソフト・ハードの対策を講じる上で、鍵となるのは県の支援の強化という点が非常に重要になってくると思うのですけれども、国の全体の予算からしたら、県の予算を更に拡充する必要があるのではないかと思います。これについての受止め、また取組についてお伺いしたいと思います。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま山田委員から、県の予算を充実してはどうかということでお話を頂きました。

鳥獣対策予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金でありますとか指定管理鳥獣捕獲等事業交付金、農林水産省それから環境省の事業を含めまして、国の制度を積極的に活用しながら、予算の確保に努めているところでございます。市町村や関係団体とも連携しまして、予算確保を図りながら、鳥獣被害対策の強化

を図っていきたいと考えているところでございます。

山田委員

県の対策ですね、国へ要望するのは当然のことだと、県の対策が必要ではないかと、その拡充というのが私の質問の趣旨なので、その点については、端的に御答弁いただけますか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

県の対策の充実が必要だということで、山田委員から御質問がございました。

現在のところ、国の制度を活用して積極的な取組を進めているというところでございます。県の制度につきましても、国の制度では足りない部分とか実施していない部分もございますので、県としましても、県単独で予算を組んだりして取組を進めております。今回アンケートも実施した関係もございまして、そういったところで、より対策を強化するために取組を進めてまいりたいと考えております。

山田委員

対策を是非とも強化してほしいということで見守っていきたいと思います。

最後の質問で、もう時間の関係で1点だけ質問して終わるのですがけれども、事前委員会で原グリーン社会推進課長から、太陽光発電の導入加速が期待されると、県として新築のみならず既築の住宅にも太陽光発電の普及促進を進めたいという趣旨の答弁がありました。今回、重点交付金の37億円、先ほども出た財政調整基金の950億円、これらを工夫して、やはり自然エネルギーの電力普及率、これを思い切って、県の中心的課題として引き上げるというのが喫緊の課題になっていると。気候危機、これについても時間があつたら聞きたかったけれど、もう時間がないので、気候危機という事態、これは県民共通の認識になっています。ということから見たら、この取組が非常に重要な取組だと思うのですがけれども、その促進についての具体案、先ほども出たけれど、11月議会で一つの焦点になると思うのですがけれども、その点についてはいかがでしょうか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま山田委員から、太陽光発電の普及促進について重点的にやっていくべきではないかというお話を頂きました。

もちろん気候危機も含めて、温暖化対策というのは非常に重要な取組であると認識をしております。山田委員御存じのとおり、県におきましては、県版の脱炭素ロードマップを策定しまして、自然エネルギーの最大限導入、それを重点目標に位置付けた上で、特に屋根置き自家消費型の太陽光発電を中心に、自然エネルギーの導入を推進しているところでございまして、これにつきましては、PPAモデル、それからリースモデルによる初期投資ゼロ、非常にメリットのある制度を導入できるように、9月には、とくしま太陽光発電初期費用0円事業を開始しまして、県ホームページそれからOUR徳島、今後、市町村の広報事業を活用しまして情報発信に努めているところでございます。今後も引き続き、脱炭素待ったなしということでございまして、特にポテンシャルの高い太陽光発電につき

ましては、更に普及が進みますように、しっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えております。

姫氏原水・環境課長

先ほど山田委員からの御質問で、ちょっと数字を訂正させていただきたいと思います。

今度の構想での年平均の伸び率を幾ら見ているのかというところで、2.3ポイント増というお答えをさせていただいたのですけれど、正確には2.0ポイント増ということの誤りでございました。訂正させていただきます。

吉田委員

10月になって初めての委員会ということで、幾つか質問させていただきます。

夏が一応終わりました、この夏も日本各地で猛暑となって、コロナの第7波と救急搬送とか熱中症が重なったりして、本当に大変だったと思うのですけれども、二、三日前の新聞で、今年の夏の1.5倍の救急搬送、熱中症が県内であったということが報道されていきました。

また先週、スウェーデンのストックホルム大学などのチームが、パリ協定で決まっている気温上昇2.0度というのでは、もう限界点を超えるので間に合わないというのを、200以上の論文を精査して、そういう結果を出したということも報道されていきました。

山田委員からもありましたように、後戻り可能なのかそうでないのかという限界点を超えてしまえば、後からはもうどうしようもないということですので、国を挙げて、県も推進していただいているこの脱炭素ということに全力を挙げていただきたいと思いますという視点から質問します。

先ほどもありましたけれども、太陽光発電の導入について、いろいろ政策をしていただいている、9月にはPPAモデルも開始したということなのですからけれども、徳島県の再生可能エネルギー促進区域についての進展があったら教えてください。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、脱炭素の促進区域の進捗状況について御質問がございました。

2050年カーボンニュートラルを実現するための目標でございますが、2013年度比50パーセント削減の達成に向けては、市町村の取組が極めて重要であると認識しております。7月には市町村の再生可能エネルギー促進区域設定の羅針盤となります徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準、これは太陽光発電が対象のものでございますが、これを策定いたしました。そこで、7月から8月にかけて国が進める脱炭素先行地域、それからこの促進区域等の説明を行うため、県内市町村を訪問して、各市町村の脱炭素施策の推進を図ったところでございます。

進捗ということでございまして、この当該基準を分かりやすく市町村に提示するために、基準の促進区域となり得るエリア、それから考慮すべきエリア、それから除外するエリアを地図上にマッピングする促進区域環境配慮基準データマップを策定したところであり、公表に向けて、現在作業を進めているところでございます。

さらに、阿南市環境保全推進協議会というのがございまして、これが7月と9月に開催

されました。それから北島町再生可能エネルギー導入促進検討委員会には、9月に私もオブザーバーとして参加いたしまして、市町村における脱炭素施策の技術的助言といたしますか、そういったものを行ったところでございます。今後とも市町村の促進区域の設定に向け、積極的に市町村の設定に取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

阿南市と北島町において検討の動きがあるということで、県としてもその促進区域についてのデータマップというのを作っていて、公表を準備していただいているということです。

脱炭素先行地域の募集が7月、8月に行われたということも、今おっしゃっていただいたのですけれども、これは第2回の募集だと思うのです。第1回で26件、全国で採択されたということで、環境省は全国100件の採択を目指していると思うのですけれども、その第2回募集の様子なんかは、情報を御存じでしたらお願いします。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

吉田委員から、脱炭素先行地域の第2回の募集状況ということで御質問を頂きました。

第2回の募集は、本年7月26日から8月26日までの約1か月間行われまして、全国53の地方公共団体から50件の提案がなされて、今後は秋頃に結果が公表される、そのように聞いております。

吉田委員

第2回で50件の応募があって、秋には発表があるということなのですけれども、是非この100件の中に、徳島県から入ってほしいなと思っています。というのも、本当に地域の活動で頑張っている地域はたくさんあるのですけれども、段々と人口が減っていく中で、この100件に選ばれた全国の先行地域は、今後、経済的にもGXの推進ということで、どんどん発展していくようなイメージになって、ほかの地域との差がつくのではないかと心配しております。是非とも市町村をフォローしていただいて、先行地域になりますように引き続きお願いしたいと思います。

太陽光発電に関してもう1点なのですけれども、この太陽光発電を進める上で、県民の理解というのが必要なのは言うまでもないのですけれども、インターネットを見たり、周りから聞こえている声が、いろいろネガティブなこともある昨今です。こういう懸念されていることの払拭が、推進するために是非必要だと思うのですけれども、その観点から幾つかお聞きします。

まず、パネルの廃棄問題ですけれども、まずこのパネルの製品の寿命というのは、どれぐらいのものなのかということと、現在の廃棄物としてのパネルの処理状況はどうなっているかということが分かりましたらお願いします。

松本環境指導課長

パネルの使用年限ということでございますが、少なくとも日本における再生可能エネルギーの主力でございます太陽光発電は、FIT、固定価格買取制度が導入されてから増え

てきているところでございます。技術的には、いろいろなパネルの性能等ございますけれども、廃棄ということに関しましては、この固定価格買取制度は、20年間にわたって再生可能エネルギーを買い取っていくということでございますので、一般的に考えましたら、大体、2030年代中頃以降に、そのパネルの廃棄というのは大きくなってくるのではないかなというふうに思っております。

あともう1点が、今のその廃棄の状況ということでございました。太陽光パネル等の処理につきましては、まだ全国的にも多くの業者さんにおいて処理がなされているところではございませんが、全国的に36の事業者におきまして、太陽光発電設備の処理についてリサイクル等がなされているものと承知をしているところでございます。

吉田委員

FITにおいて20年は使われるということで、2030年以降に廃棄のピークというか、ピークであってはいけないのですけれども、廃棄が大量に出てくることが心配されているところです。FIT以前にも、NEDOの補助金などで、いろいろ付いているのですけれども、私の職場は、もう25年ぐらい太陽光パネルが付いているのですけれども、まだ十分働いているので、30年から40年、一戸建ての新築の住宅と同じぐらいの寿命があるのではないとも言われています。

今はまだたくさんの廃棄物処理は行われていないということだったのですけれども、私が調べたところによると、日本で年間4,400トンのパネルが使用済みとなって廃棄されているということです。77パーセントがリユースされて、23パーセントはリサイクル又は処分ということで、建築廃材であるとか自動車の廃棄物であるとか、ほかの大きな廃棄物全体の中でわずか数パーセント、一、二パーセントを占めるということです。これからもリサイクル比率とかが進んでくると思いますので、そういう情報も、廃棄物問題があるから大変だというのがちょっと誇張されて出回っているようなところがあるので、県もきちんとした情報に基づいた情報発信をお願いしたいと思います。

あと、パネルの太陽電池部分に、有害なセレンとかカドミウムとか鉛が含まれているということも、特に鉛なんかは電化製品の電子回路には全て含まれているものなのですけれども、パネルだけが誇張されて言われているような感じもあります。鉛以外のセレンとかカドミウムを使っているパネルは10パーセント未満の製品ということで、そういうところもきちんと調べていただいて、折がありましたら情報発信、冊子を作ったり講演会をしたりするとき配るとか、そういう情報発信をお願いしたいと思います。

あともう一つなのですけれども、今、東京都が条例で新築の建物に太陽光パネルの設置を義務化するという条例を11月議会で出そうとしているのに向けて、^{しんきょう}新疆ウイグル自治区の人権問題が言われていて、反対の請願も準備されていることを聞きました。

先ほど岩佐委員から、フェアトレードの御質問もあったところなのですけれども、このパネルの人権問題について、県ではチェックしたりする必要があると思うのですけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

島田消費者政策課消費者行政グローバル担当室長

吉田委員から、パネルの人権問題についての御質問があったところでございます。

この問題は、エシカル消費の中でも、人や社会・地域・環境に配慮した消費行動でありますので、その一つの問題として、主にフェアトレード、発展途上国を中心に生産者が買いたたかれて貧困に落ちてしまう等の問題があったことから、商品を適切な価格で買い取る取組として世界的に広まっておるところでございます。

人権問題についても、このうちの一つとしまして、エシカル消費の普及啓発の中で取り組んでおるところでございます。エシカル消費の具体的な実践事例の一つといたしまして、このフェアトレード問題等もエシカル消費の啓発のチラシやパンフレット等で紹介したりでありますとか、また令和3年3月に県で作成いたしましたエシカル消費を学ぶ消費者教育のデジタル教材につきましても、フェアトレードの認証ラベルについてとか、また県内の学校等の取組について紹介を行っておるところでございます。

令和4年度においても、新しく、実際の消費の場であるスーパーマーケットにおいて、フェアトレードの認証マーク等を含むエシカル消費のチラシやステッカー、またポスターなどを掲示した普及啓発の一斉キャンペーンを展開したところがございます。今後も引き続きまして、フェアトレードをはじめエシカル消費の推進に努めたいと考えております。

吉田委員

県におきましては、エシカル消費の大きな柱として、フェアトレードということも普及していただいているという御答弁でした。

それで、県がこれからやろうとしている太陽光パネルの共同購入であるとか、PPA事業のパネルについて、この新疆ウイグル自治区産のものを使ったパネルは、県はそれを十分チェックして、県の関わる製品からは除外するというようなことが必要だと思うのです。東京都の小池知事も、この旨を、三日前の都議会で答弁されているみたいなのですが、そのあたりの県の方針はいかがですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま吉田委員から、外国からの製品に関する規制というお話かと思いますが、御質問を頂きました。

県が今実施しておりますPPA事業につきましても、原則国内企業のメーカーということで指定して要綱にうたっておりますので、そこは排除といいますか、国内メーカーに限られてくるかなと思いますが、共同購入事業になりましたら、やはり海外製の安いパネルというのも調達されるのではないかなという懸念はございますので、そのあたりは、今後どういうふうにするか、十分慎重に検討してまいりたいと考えております。

吉田委員

メーカーは国産をとということだったのですけれども、その太陽電池部分の原材料まで国産だったらいいのですけれども、多分違うのではないかなと思います。しっかり調べていただきたいのです。

世界市場の中のパネル、中国産というのが七、八割あるみたいなのですけれども、パネルを造るのではなくて、原材料の採掘のところだと思うのですけれども、中国産の半分ぐらいが、その新疆ウイグル自治区の人権侵害による製品が使われているそうなので、都

議会の動きとかやり方とかも、問い合わせたりしていただいて、徳島県が推進する太陽光パネルは人権問題はきちんとクリアしているよということを発信していただきたいと要望しておきます。

喜多委員長

午食のため休憩いたします。(11時55分)

喜多委員長

それでは再開いたします。(13時02分)

吉田委員

それでは、水素社会の考え方について質問させていただきます。

この議会の予算案の中に、大阪・関西万博に向けたGX発信力強化事業として、1,000万円が計上されているのですけれども、内容は、徳島まるごと脱炭素バーチャルパビリオンの事業ということなのですから、これについての説明をお願いします。

加藤水素グリッド推進室長

吉田委員より、脱炭素バーチャルパビリオン事業についての御質問を頂きました。

本事業につきましては、脱炭素社会構築に向けて、クリーンエネルギーとなります水素を県民の皆様にもっと身近に感じていただくために、まだまだ実用化が進んでいない水素に関する、例えば鉄道ですとか船舶のような、近い将来に実現する未来技術を、まず、一足先にバーチャルで感じていただくことを目的に構築したいと考えております。

これは水素だけではなくて、例えば燃料電池ですとか、あるいは自然エネルギーのような、カーボンニュートラルなライフスタイルを疑似体験いただくことで、脱炭素な未来社会を皆様感じていただく。あわせて、もし脱炭素を選択しなかった場合には、気候変動、いろいろ御指摘されておりますが、そういったものについて、より危機的な状況になっていくというようなことについても、バーチャル体験いただけるような、そういうバーチャルパビリオンというものを、ウェブ上に構築したいと思っております、これを通しまして、水素社会や脱炭素社会についての臨場感を持って実感いただける仕組みを構築したいと考えております。

吉田委員

水素だけではなくて、未来のライフスタイルとして、脱炭素を実現できなかった場合も含めてやっていただけるということで、非常に有意義な取組だと思って期待をしているわけなのです。

この中の水素のことで、船舶とか鉄道など、今まで、まだ出ていなかったものなども表現すると書いてあるのですけれども、前回の委員会でも申しましたけれども、この水素については、グリーン水素というのが理想であるし、ブルー水素、グレー水素があります。脱炭素という意味からは、グレー水素に至っては、そのまま天然ガスとか石炭を燃やした以上のGHGが出るというような資料も見たことがあるので、県はグリーン水素でいくと

いうことを是非うたってほしいという質問をしたこともあります。

I R E N A、国際再生可能エネルギー機関、この機関というのは、日本も加盟する世界160か国が加盟している機関で、日本も2019年のアジア太平洋地域の理事国にもなったという、きちんとした機関なのですけれども、そこが、この6月に出した資料では、グリーン水素が2030年を過ぎたぐらいから、グレー水素やブルー水素より安くなるという試算も出ております。

未来に向かって、脱炭素という意味でも、経済合理性においても、グリーン水素のほうが多くなるということなので、是非その部分を表現していただきたいと要望したいのです。

ドイツなんかでも、もうグリーン水素のみが長期的に見て持続可能なものであるという認識だということを発表し、政府が見解を示していますし、中国も今年、水素エネルギー産業中長期計画というのを発表して、その中で、水素戦略の基本原則はグリーン水素を中心に発展させ、化石燃料由来の水素生産を厳しく制限することが明確に示されたとなっております。

今後の経済の発展のためにも、いち早くグリーン水素を作る産業というのを、国でも、そういうふうにかじを切ってもらいたいところなのですけれども、まだ日本政府はそういうふうになっておりません。

徳島県におきましては、そういう先見の明を持って、万博の展示の中でも、きちんとそこを表現してほしいというのを一つ要望したいと思います。どうでしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

吉田委員から、グリーン水素についての普及・啓発をこの事業の中でも是非ということで、御意見を頂きました。

御指摘いただきましたように、グリーン水素というものについては、世界的にもその重要性が叫ばれておりまして、今後、技術開発の進展とコストダウンとともに、恐らくサプライチェーンの中でもこのグリーン水素の比重というものが大きくなってくるものではないかと考えております。

現状がどうかというようなところについても、今のところの経済合理性とか、そういったものが働いてということもあるかと思いますが、もちろん、近未来社会を構築していく脱炭素ということについて、水素自体がグリーンであることというのは、非常に重要な観点であると思っておりますので、当然、そういう啓発をということについては、この事業の中でも触れていきたいなと考えております。

ただ、この事業自身は、もっと身近に、県民の方に、例えば水素が燃焼されて二酸化炭素を排出しないという、中学校の理科でみんな習っているけれども、余り今まで意識せずに生活してきたみたいなどころの生活の気付きとか、そういったものを軸にして、余り高尚になり過ぎると、それ自体が啓発としての方向性として、ちょっとしんどいところもあるのかなと思っておりますので、バランスをうまく取りながら検討していきたいと考えております。

吉田委員

水素が燃焼するときに二酸化炭素を出さないという基本的なところを押さえつつ、今、

バランスとおっしゃいましたが、大阪・関西万博には多分海外からも、そういう環境活動に熱心な方が来場されて、展示を見るかと思うのです。そういうときに、世界的な潮流もきちんと、バランスはありますけれども、最後のほうではきちんと押さえているなと感じてもらえるような展示をお願いしたいと思います。

もう一つの水素の観点なのですが、今、グリーン水素という観点から話しましたがけれども、船舶とか鉄道ということが出ていますけれども、将来どの分野に水素が必要なのかということが大事になってくると思うのです。ちょうど徳島は、東亜合成株式会社の水素があるので、副産物として水素というものがどんなものかというのを、水素ステーションを造り、皆さんに示しているという一定の目的は否定はしないのですけれども、将来どんなものに必要かという視点が大事かと思うのです。

この水素を使用する範囲について、国の見解はどうなっているのでしょうか。

加藤水素グリッド推進室長

まず、当面はモビリティの部分での水素の活用というようなことを、国のほうでも検討されておりまして、この9月8日から経済産業省に、モビリティ水素官民協議会が立ち上がっておりまして、そこにはトヨタですとか、そういう自動車会社に併せて、イオンとかヤマト運輸のような物流の会社も含めての委員構成で、どういうものに、この水素のモビリティを切り替えていくかという検討がスタートしているところでございます。

技術的な話でいきますと、まだまだ、いわゆる電動車に関しては、バッテリー性能に限界があって、余り長距離が走れないというようなところで、一方で水素については充填速度が電気の充電時間よりは相当速く、しかも、1回の水素の充填で、電動車よりは相当長距離を走れるということで、モビリティの部分でも長距離のもの、あるいは頻度の多いものについて、水素への代替というものを検討されていると聞き及んでおります。

吉田委員

政府において、9月8日に協議会が立ち上がって、これからそういう議論も始まるということなのですが、今、グリーン成長戦略、2020年の12月に出た政府のものの中では、水素発電が500万トンから1,000万トン、製鉄分野で700万トン、商用車などの輸送分野で600万トンで、年間2,000万トン程度の供給ということで、これまでのグリーン戦略の中ではなっているようです。

この中には、家庭用のFCVとかは入っていないようなのですが、これが今後どうなっていくかについて、先ほど申しましたエネルギー機関、IRENAの最近の論文の日本語訳を読んだのですが、水素の用途の優先度というのが3つに分かれています。後悔のない用途、これは絶対水素でないといけないような分野と、意見が分かれている分野と、余り水素が好ましくない分野という3つに分かれています。自動車とか短距離航空、地域内トラックとか住宅の暖房は、好ましくないほうに入っています。

後悔のない用途というのは、石油や化学の生成、鉄鋼業、国際的な長距離フェリーとか長距離航空、これは水素でいかざるを得ないだろうというのになっていて、グリーゾーンの意見が分かれる用途として、長距離トラックと国内フェリー、鉄道というふうになっているのです。

これも今後、政府の協議会でも、こういうことも議論になってくると思いますので、徳島でも、この好ましくない用途を万博のパビリオンの中には出してほしくないなと思いましたが。

水素は、燃焼自体では二酸化炭素を発生しませんけれども、製造・輸送・変換に大きなエネルギーが必要ということも同時に大事な部分なので、そのあたりの水素の用途の優先度もしっかり踏まえて、万博の中では、その辺も間違いのないように表現していただきたいということを要望したいのですけれども、いかがですか。

加藤水素グリッド推進室長

吉田委員から、水素の用途について、こういったものにはふさわしく、こういったものにはふさわしくないというような、いろいろな見解があるという御指摘を頂きました。

この点については、国でも、いろいろ検討を進めておられますし、我々としてもいろいろな文献も含め、あるいは事業者の意見も聞きながら、情報収集に努めてまいりたいと思います。

吉田委員

よろしくお願ひしたいと思います。先ほど、製鉄業には必ず水素ということを行いましたけれども、グリーン水素でできていない水素、グレー水素とかで作られた日本の製品が、国際競争力の点からもちょっとどうかなということもあると思うので、地方自治体がしっかり情報を収集して、できたら、徳島県は国より先を行くぐらいの情報収集力で、徳島県の中の水素戦略をその都度、見直しをしていただいで、頑張っていたいただきたいと思います。

寺井委員

確か、去年のこの委員会でも出たと思いますけれども、四国のみちについてお聞きしたいと思います。

四国のみちとは、豊かな自然環境の中を歩いて、自然保護の認識を高めることを主目的に、環境省が1970年から全国で整備を進めている長距離自然歩道10ルートのうちの四国自然歩道を示すというものです。

徳島県でも1981年から整備が始まり、1989年に完成をし、県整備費用5億6,000万円。既にもう完成から30年がたったということでございます。

去年ですか、新聞に、30年もたった中で、四国のみちはこういうふうになっているという報道がされたところでありまして、残念だなという思いもあったわけでございますけれども、この自然歩道、いわゆる四国のみちの管理は、常にされているのか。その予算というのは、毎年付いているのかをお聞きしたい。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

四国のみちについて御質問を頂きました。

四国のみちの維持管理につきましては、毎年予算を計上しておりまして、地元の市町村等に委託をして、管理をしていただいでいるところでございます。

寺井委員

予算が付いて管理ができて、ルートの関係団体といいますか、地方自治体にもお願いをしようというところでございますけれども、それなのに、なぜああいう新聞報道が出たかというのは、ちょっと不思議でならない。それは管理がきちんとできていなかったのかなというふうに感じるわけですが、非常に残念だなという感じがしております。

今回、四国のみち魅力向上事業ということで、昨年ですか、6,000万円の予算が付いたわけです。これは、昨年はどのように使われたというか、予算配分がなされたのか、教えてほしい。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

四国のみちの予算の執行について御質問を頂きました。

昨年度につきましては、まずは執行状況でございますが、四国のみちの魅力向上、それから維持管理を進めるに当たりまして、昨年、四国のみちの御指摘がありましたことから、国、市町村、学識経験者、それからウォーキング協会、山岳連盟、関係の民間団体などで構成される四国のみち魅力向上協議会を発足させまして、全ルートの状況を把握するために、県や協議会メンバーに加えましてウォーキング愛好家やNPO法人などの御協力を頂きながら、全コースを調査するという基本調査を実施いたしました。昨年度につきましては以上でございます。

寺井委員

去年の事業費6,000万円の中で、調査事業をもう既にしたということですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

全コースの調査につきましては、経費を節減するために、先ほど申しました協議会メンバーに加えて、ウォーキング愛好家、それからNPO法人の方に御協力いただき、状況を把握したところでございます。

寺井委員

昨年、その予算を使って調査をやったということなのですが、それを協議会という名前でやったということなのか。それとも別に調査機関をこしらえて調査したということなのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

協議会に委託したというのではなく、協議会のメンバーである団体の方、全てが協議会のメンバーではございませんけれども、そういったメンバーに調査を依頼したということでございます。

寺井委員

この協議会、メンバーがあるのでしょうかけれども、それは協議会で決まったことを中心にして、それを踏まえて事業計画をしたということですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

先ほども申しましたが、この協議会というのは、四国のみちの更なる魅力向上、それから維持管理を進めるために発足したものでございまして、その協議会を開いて、そこで今後の四国のみちの魅力向上、それから維持管理等につきまして、委員の皆様様の御意見を伺いながら、どう四国のみちを磨き上げていくかという、そういった議論をしていただいているところでございます。

寺井委員

ちらっと聞いている話では、協議会で協議して結論を出したものが、きちんとできていないという中で、今回、調査がもう既に始まっているというふうなことも聞くのだけれど、そういうことではないということですね。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

寺井委員お話しの調査というのは、昨年度、四国のみちの全コースがどういった状況になっているかというのを、まずは調査する必要があるということで、それを点検しまして、不通区間でありますとか倒木、それから案内標識等が老朽化している所については、順次できる所から整備をさせていただきまして、取りあえず、3月末までには全コースが通行可能となるように、整備といいますか、修繕等を行ったところでございます。

協議会の意見を聞いていないのではないかとございまして、協議会には、こういった方向で四国のみちの魅力の充実を図っていくということは諮らせていただいて、そこで意見を頂きながら進めているところでございます。

寺井委員

協議会の意見を十分踏まえているというお話ですけれども、例えば、この予算のところのいろいろと議論をしているわけですけれども、このルート、確か24ルートあって、延長が320キロメートルという話ですけれども、協議会、それから調査の方に委託をしているわけですけれども、職員の皆さんではそのルートを歩いている人はいるのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

寺井委員がおっしゃるように、この四国のみちというのは県内で24ルートございまして、320キロメートルということで、全ての道を歩いたという職員は、過去にはもしかしたら、OBの方とかではいらっしゃるかも分かりませんが、我々で歩けていないというのが現状でございます。

ただ、今回のこういう不通区間があったり、荒れたりしているということを受けまして、私も4月に赴任しまして、直ちに、不通区間でありますとか、標識がない所とか、できる限り時間のある範囲では、上司と共に歩かせていただいたところでございます。

寺井委員

歩いていると部長まで手を挙げたわけですから。それは、この間の指摘があって初めて

歩いたということではないのですよね。指摘というか、新聞に出て、それから歩いたという話ではないのですよね。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

指摘があってから歩いたのかという、過去の職員が通常どうしていたかというところまでは確認が取れていませんが、寺井委員がおっしゃるとおり、維持管理については、市町村と連携しながら、県の職員も必要のあるときには出向いて、状況等を把握していたと認識しております。

寺井委員

変なことを聞くのだけれど、例えば、私の地元で県道が少し壊れていると。県にお願いしますよね。そうしたらまず1番に、県がその現場を見に行きますよね。

それと同じように例えると、こういう事業をするときに、本当に現場をきちんと見られているのかというようなことがあるわけで、そしてその上に、新聞報道があって、それで指摘をされているわけですから、すぐに確認もできるというようなことがあるのですよ。そうすれば、本当に十分な対応ができるのかなというわけですがけれども、例えばこの調査というのは、もう30年もたっているのだけれど、今年、今回初めてするわけですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

四国のみちのコースの調査についての御質問でございます。

過去には、平成21年度から平成23年度に、3か年掛けまして、これは大々的に調査を行い、台帳も残っているところでございます。

寺井委員

ということは、10年ぐらいしかたっていないということ。その時に調査をしたのなら、例えば、私の地元は8番の札所があるのだけれども、宮川内ダムの所からそっちへ、山の中を歩いていくルートがあるんだよね。今回ちらっと聞くと、そのルートは、もう廃止になっているという話なのだけれど、そういうような事業というのは簡単にできるわけ。そのルートを廃止にするとか、そういうことは。

私が言いたいのは、調査をしてもう10年になるのに、通った人に聞くと、道の真ん中に木が生えたり、いろいろしていて、そこはもう通れないので、ルートが廃止になったとかいう話はあるのですけれども、それはどうなのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま寺井委員がおっしゃるコースは、御所の平間という所から熊谷寺に抜けるコースでございます。聞くとところによると、ここというのは、昔は非常に風光明媚な所であって、景観も良かったと聞いております。ただ、そこは台風とか洪水、大雨が降ると斜面が川のようになって、雨が降るごとに、台風が来るごとに荒れ果てたということを聞いています。私も上司と今年度、歩いたのですけれども、これは非常に危険だということで、利用者の方の安全安心の確保のためには廃止したほうがいいということで、昨年度に環境省

に届出をして、ルートを廃止していると聞いております。

寺井委員

それは、最近、そのルートを本当に歩いたのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

申し訳ないです。熊谷寺方面から上がりまして、途中まで阿波市の方と一緒に歩いたのですけれども、平間までは、その全コースは、調査はできていません。途中まで行って、非常に危険だなということで引き返したというのが現状でございます。

寺井委員

大変な所がいっぱいあって、指摘が出たのが、調査を1回、10年前にやった中で、その後、対応ができていないのかなと私は思っているのだけれど、だからこそ、ああいう格好で新聞に出たのかなと思うところです。

ルートも全延長が320キロメートルというのでは、なかなか大変だろうとは思いますが、けれども、地元の人たちも含めて関係の自治体の方にも調査を応援してもらった中で、しっかりと地元の意見を聞いて、対応していただきたいなと思っています。

特に、これだけコロナの関係で、ストレスもたまったりした中で、本当に自然を満喫した中で体調管理ができるというのは、非常に良い観光ルートにもなるのかなと思うわけで、その辺もしっかり協議をして、見守っていただければ有り難いなと思っています。これから一つの新しい観光ルートになるかもしれませんし、そんなところでございますので、是非、協議会とも十分に協調して、新しい事業のために展開をしてほしいなと思っています。

このルートは、環境省と国土交通省の二つのルートがあるというような話も聞くのだけれども、これはどういう意味なんですか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

寺井委員がおっしゃるとおり、環境省の四国のみちルートと、旧建設省のルートがございまして、確か私が知る範囲では、環境省の四国のみちができた後で、旧建設省の四国のみちができて、委員も御存じだと思いますけれど、環境省のものは木の道しるべなのですけれど、旧建設省のものは石の非常に重厚な物でできてございまして、旧建設省の物と環境省の物が混在しているというような状況は把握しております。

寺井委員

その上に、遍路道等々がありますよね。普通に言えば、四国はわざわざ新しいルートを造らなくても、遍路道だけでもいいのではないかなというような発想もあるのですけれども、維持管理が付いている中で、維持管理ができていないから指摘をされたのだろうけれども、例えばこんな話もあります。

川島から藤井寺へ行くルートがあるのだけれど、そのルートの中で、いわゆる、先ほど言いました木の標柱があるわけですよ。ここが四国のみちだと書いてある。その標柱に藤井寺へはこっちへ行けという案内を全部貼り付けてあるという話も聞くのだけれど、そう

いうのは知っているか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

寺井委員がお話しのとおり、切幡寺から藤井寺を結ぶルートというのは、遍路道と四国のみちが一部重複するコースがございまして、このコースというのは、空海が最後に通った道ということで、遍路道として非常に人気の高いコースでございます。

それで、四国のみちの道しるべに藤井寺の案内板を掛けているというのは、県としても承知しております。設置者が判明した場合は、のけていただくのですが、設置者が判明しない場合は、今後この標識の修繕もございまして、そのときにはのける方向で検討してまいりたいと考えております。

寺井委員

四国のみちは、予算は別にあるのに、いわゆる遍路道で、別に藤井寺への案内をそれを使ってするというのは、ちょっと不思議な話だけれど、それは、気が付いたら、きちんと直さなければいけないというのが本来の姿ではないのかな。そこら辺はどうなのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

寺井委員から、気付けば、すぐのけるとか、そういう措置をするべきではないかということでございます。

ここですね、いろいろ確認等々していきまして、関係課を通じてお寺さんにも聞いたのですが、結局は、お寺さんは承知していないという確認ができましたので、至急、看板を撤去する方向で検討してまいります。

寺井委員

それぞれの世界があるので、お寺がどうしているのか、していないのか、よく分からないけれど、基本的に、やはり四国のみちは、四国のみちの道しるべがあるわけですから、それに藤井寺の案内板をずっと貼ってあるというのは、ちょっとおかしい話なので、その辺も含めて維持管理ができていけば、きちんとしないといけないのではないかなと私は思います。そういうことも含めて、多分いっぱいあると思います。速い体制で調査をして、今度は、魅力向上事業という世界でやるのだけれども、本格的な事業はいつからやるのか。例えば、指摘されている部分の改修とか補修とか、そういうようなものも含めて、本格的な事業はいつからやるのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

修繕箇所について取り掛かるのかという御質問でございます。

予算の関係上、ただいま、関係課と最終の協議をしまして、その協議が終了次第、修繕に取り掛かってまいりたいと考えております。

寺井委員

今、終了次第という話なのだけれども、この調査は今、プロポーザルで出しているのだ

けれども、これで災害等々、いろいろ直さないといけないというところが分かった中で、すぐにやるわけなのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

説明が十分でなくて申し訳ございません。

その魅力アップ事業というのは、御承知のとおり、9月上旬には、もう業者を決定していきまして、例えば推奨コースでありますとか、遍路道とのコラボ、それからパンフレットも古くなっているんで、パンフレットの刷新とかガイドブック、そういったソフト面、情報発信面での事業には、もう既に取り掛かっているところでございまして、先ほど申し上げた維持管理部分につきましては、至急、これから取り掛かってまいりたいと考えております。

寺井委員

ルートの変更であったり、今言われている壊れた所をいろいろ直していくのに、今回の調査で分かった部分を利用するのか、それとも魅力向上のための予算というのは、そういうことではなくて、別枠でやるのか。

今回は、魅力向上のための調査であるわけでしょう。それが災害どうのこうの、復旧するためというか、そのための予算というのは、今の予算でできるのか。執行ができていくのか。

例えば今度ルートをやって、皆さんが本当に利用できるようになるには、きちんとした整備ができていないと、ルートを出しても、皆さんが挑戦というか、利用できないのではないのか。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

四国のみちのルートの整備という御質問でございます。

この魅力アップ事業というのは、四国のみちの魅力向上に資する事業ということで、先ほど申しました、昨年度のコースの調査を含めまして、魅力向上につながる情報発信等、ソフト事業については事業として進めているところでございまして、修繕等々に予算を使うとなりますと、その部分につきましては財政課と協議しながら進めているところでございます。

寺井委員

大変な事業になってくると思うので、簡単にはいかないのでしょうかけれどね。

ソフト面でマップ、それからそんなものも新しい情報としていく中で、利用する人が本当に、行っても通れなかったよというような世界ではないようにしていただきたいので、早い段階で修復等々ができるようにしていただくとともに、復旧ができるようにしていただきたいなと思います。一つよろしくお願いをしたいと思います。

原グリーン社会推進課長兼危機管理環境部推進幹

ただいま寺井委員からお話のありましたように、この四国のみちを未来に残していくた

めには、やはり県、関係市町村のみならず、地元の団体さん、それから住民の方、いろいろな方に協力していただかないと未来に残していけない、そのように認識しております。

今後とも、四国のみち魅力向上協議会等々と連携を密にしながら、利用者の皆様が豊かな自然や地域の文化、歴史に親しみながら快適に周遊できるような四国のみちを目指して、魅力向上にしっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えております。

扶川委員

最初に、海ごみの問題からお尋ねをいたしますが、海岸の漂着ごみを処理するためには、県とか市町の自治体が直接やる場合と、ボランティアがやる場合があります。

まず最初に、管理についても県と市町の部分があると思うので、この間、地図をもらいましたが、県の所管する延長と市町が所管する延長は分かりますか。

西岡河川整備課長

ただいま扶川委員から、海岸の各管理者の割合についての御質問でございます。

本県の海岸線の形状は極めて複雑でありまして、海岸線延長は約393キロメートルございます。

その中でも、海岸の用途等によりまして管理者が分かれておりまして、例えば河川海岸、それから自然海岸につきましては、河川整備課が所管してございます。海岸の延長は約144キロメートルございます。それから港湾につきましては、運輸政策課で所管しておりまして、約127キロメートル。それから農林水産関係、そして漁港につきましては生産基盤課で所管しておりまして、約96キロメートル。それと河川整備課と生産基盤課で共管している部分がございます、26キロメートルという形になってございます。

扶川委員

すると、393キロメートルから今の数字を引いた残りが、市町の管理ということですね。

西岡河川整備課長

全て、今のものを足し合わせると、393キロメートルになると思います。

扶川委員

ということは、市町が管理する部分と重なっているのですか。

西岡河川整備課長

先ほど説明しましたうち、漁港関係につきましては、生産基盤課で所管しておりますけれども、実際の管理については、一部、市町が管理をしているという認識でございます。

扶川委員

分かりました。一部は市町が管理していると。圧倒的に県が管理しているのですね。

市町がやるにしろ、県がやるにしろ、補助制度があると思うのですけれども、環境省の補助制度について、この間、教えてもらいましたけれど、ほかの省でも補助制度があるので

すか。

松本環境指導課長

今、補助制度についてのお尋ねがございました。

基本的には、海岸漂着物に関しましては、海岸漂着物等地域対策推進事業というのがございまして、環境省に、各海岸管理者等が要望する補助事業、これが中心になっていると考えております。

扶川委員

そうすると、台風後の流木なんか流れ着いた場合もそれを使うのですか。

西岡河川整備課長

台風の後とかで、特に1,000立方メートルを超えるような流木とかごみが大量に漂着した場合につきましては、環境省の補助事業であります、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を使いまして、対応している状況でございます。

扶川委員

では、災害のほうは別ということですね。分かりました。

それから、そういう所は、どんどん取っていただきたいのですが、当然、393キロメートルもありまして、なかなか全部手に負えない、特に砂浜だったり砂利浜だったり、そういう素人でも取れるような所は、ボランティアが実際やったりしているわけです。

私が、今日はっきり確認しておきたいのは、処理のルールでございまして、県や市町が事業としてやる場合は、当然、国の補助をもらいながら自治体がやるわけですが、ボランティアがやる場所も、県の管理の所と市町のやる所があります。そのボランティアが取る場合、環境省の補助とかそういうものは、使えないのですよね。

松本環境指導課長

今、ボランティアが行う場合の補助金ということでございますが、ボランティア活動でございまして、今、お話があったボランティアがボランティアとして主体的に海岸の漂着物の清掃活動を行う場合の補助制度というのはないと認識をしています。

扶川委員

今、アドプト事業というのがありますけれど、それは県単独事業ですか。

西岡河川整備課長

県の単独費を使わせていただいております。

扶川委員

一つは、アドプト事業って、私も道路で1か所やって、どこでも一緒なんでしょうけれど、年間2万円。ほんのちょっとしたものしか手当てできないので、本格的にボランティ

アをやっていこうという団体からすると物足りないのです。国の補助が使えないのであれば、是非、県として、もう少し支援制度を整備していただきたいのですが、いかがですか。

西岡河川整備課長

扶川委員から、アドプト事業について、もう少し県で対応できないかというお話を頂きました。

アドプト事業につきましては、河川だったり道路、それから公園とか、いろいろな各施設ごとにごさいますして、それぞれ同じような内容でやっています。保険の加入だったり、ごみ袋だったり、あと簡易な清掃関係の道具の支給、そちらのほうを対応させていただいています。

扶川委員

道路のごみ拾い、私がやっている所は草まで抜いていますから、この間やった時は1.5トントラックに2台、土もいっぱいになりましたが、大変な量でしたけれど、まあ、めったにそこまでやらないでしょうね、アドプト事業だと。

しかし、海岸のごみというのは、すごい所があるのですよ。とてもじゃないけれど、少々のごみ袋をもらったぐらいでは追いつかないのですよね。やはり特別に、この海岸漂着ごみというのは、今、非常に着目されているし、重要な分野だと私は思いますので、従来のアドプト事業の枠にプラスした制度を是非、作っていただきたいのですが、いかがですか。

西岡河川整備課長

先ほども説明させていただきましたように、アドプト事業につきましては、県の単独事業で対応させていただいているところがございます。限られた予算の中で対応しておりますので、できるだけ効率的にやっていきたいと考えております。

扶川委員

いきなり言ったので、すぐにはならないでしょうけれど、これはやはりボランティアの人に手伝ってもらったのだとしたら、それなりのことをしないと。393キロメートル、とてもじゃないけれど、きれいな海岸を造ることはできませんよ。これはもう少し、しっかりした考えをしていただきたい。

それと、ごみの引取りですけど、当然、県や市町がやった場合は、それぞれの実施主体がごみの処理をやりますが、ボランティアは、県の管理の所にも、市町の管理の所にも入ります。

県が管理している所についても、市町が管理している所についても、ボランティアが取ったごみは、原則一般廃棄物だという説明を前から受けていますけれど、タイヤとか流木とか、なかなか処理できないものがあるのですよ。これについては、市町が所管する海岸であれ、県が所管する海岸であれ、それぞれ所管する県の部局で協力していただけるということで念押しをしたいのですが、よろしいですか。

松本環境指導課長

ボランティアが回収したごみの引取りというお話でございます。

今、お話がございましたように、やはり回収したごみにつきまして、ボランティアの方だけでは、なかなか処理できないというものもあろうかと思えます。それが、海岸に長期間放置されるということは、これはまた、新たな生活環境保全上の支障ということにもつながってまいりますので、そのあたりは市町、そして海岸管理者等とも連携しながら対応していこうと考えております。

なお、ボランティアが集めました海岸漂着ごみ、これは今、委員御指摘のように、一般廃棄物というところでございます。基本的には、市町が責任を持って対応する必要がございますが、私どものほうでも、各関係自治体に対して、ボランティアが集めたごみの対応については善処をお願いしているところでございます。

ただ、ボランティアの方々が、大量にかつ一度に市町に持ち込んでいきますと、今度は市町の家庭ごみの処理のほうにも影響が想定されますことから、関係市町と事前にボランティアの方が調整していただくことが重要であろうと考えております。

扶川委員

分かりました。是非そのようにして、今まで以上に進むようにやっていきたいなと思います。

それでは、ちょっと、旧統一教会の問題を先に。午前中、山田委員が取り上げられた数字について、もう一つちょっと、これがどうして出ないのかなと思うので、お尋ねしたいのですけれど、私もインターネットで、国がこの9月30日に出した調査結果についての一覧表、報告書、検討会議の議事録も全て読みました。

その中で、2012年から2021年までの10年間の、いわゆる靈感商法、開運商法の件数、それから2022年度のいわゆる靈感商法、開運商法となっていますけれど、これは、開運商法イコール靈感商法ではないでしょう。その中から、旧統一教会という言葉、あるいは世界平和統一家庭連合とか世界基督教統一神霊協会とかいうような記載のあるものが抽出されていますよね。

これについては、10年間で何件ですか。それから2022年では何件ですか。これ、徳島県の場合を教えてください。

飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、9月30日に行われました国の会議の中での消費者庁の資料に関する御質問を頂いたところでございます。

まず、御留意いただきたいのが、いわゆる靈感商法、そして開運商法と呼ばれるものの相談件数と旧統一教会に関する相談件数というのは、全く別のものがございますので、まずは御承知いただければと思います。

その上で、国が今、公表しております旧統一教会に関するものにつきましては、国のセンターのシステムでありますP I O-N E Tというものに登録されておりますもので、旧統一教会に関する相談件数は何件あったかというものでございます。

こちら、消費者庁によりますと、個別の事業者の御相談についての情報は、基本的には

公表しないというのが原則だが、政府全体として、対策を講じるような案件であるということ、また現在、合同電話相談窓口を設けている時に、過去の相談と比較することは、これからの対策を検討する上で大事という状況の中で、消費者庁としましては、被害防止対策の検討に資するという観点から、公表することに社会的な公益性があると判断して情報を公表するとともに、政府の「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議に情報提供をしている状況でございます。

それによりますと、委員のお手元にあると思えますけれども、旧統一教会に関する相談件数は、国でまとめた全国の数字として、平成24年度から令和3年度までの10年間で880件、今年度につきましては9月30日公表時点で、285件となっているところでございます。

県についてですけれども、消費者庁におきましては、先に申し上げましたように、個別の事業者の御相談についての情報は、基本的には公表しないというのが原則の中で、被害防止対策の検討に資するという観点から、公表することに社会的な公益性があると判断して、政府の連絡会議に情報提供をしている状況でございます。こちらについては本県を含む全国の状況が入っております。

本県の状況につきましては、個別の公表を予定してございません。

扶川委員

よく分からないですね。個別の公表でなくて、先ほど山田委員の質問に対して、平成24年度から令和3年度まで87件というような、これはいわゆる靈感商法の分なのですね。それから今年度の3件というのは、これもいわゆる靈感商法の分で、これに旧統一教会の分が入っているかも分からないけれど、上の数字とは全く別の集計なので、明確にこの中に旧統一教会が入っているかどうか分からないのですか。

飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、いわゆる靈感商法、開運商法と、旧統一教会に関する相談の件数についての御質問がございました。

委員から今、お話がありましており、この両者は別のものでございますし、旧統一教会の相談件数につきましては、徳島県を含む全国の数字の状況でございます。

いわゆる靈感商法、開運商法の数字につきましては、この中に旧統一教会に関するものも含まれていると御理解いただければと思います。

扶川委員

検討に資すると言ったって、それでは、徳島県の状況を十分検討できないではないですか。何でこんな数字を隠すのか、理解できないね。

これは国から隠しなさいと言われていたのですか。

飯田消費者政策課長

ただいま扶川委員から、国から隠しなさいと言われていたのかという御質問がございました。

国から隠しなさいと言われていたわけではございません。先ほども申し上げましたよう

に、今回、消費者庁の公表といたしますのは、報道では異例とも書かれておりました。個別の事業者の御相談についての情報は、基本的には公表しないというのが原則でありますけれども、現在、国を挙げて対策を講じるといった状況の中で、合同電話相談窓口を設けている中で、過去の相談と比較することが、これからの対策を検討する上で大事であるということで、社会的な公益性があると認めて、国は全体の数字を公表したということでございます。

扶川委員

県はちょっと、いろいろな問題で情報公開に消極的過ぎますよ。これは、県の判断で、旧統一教会の分というのに関して数字をね、全国で例えば、4月以降からずっと、7件、57件、98件、123件、9月なんて123件も全国的にありますから、徳島もあると思うのですが、それが先ほど、山田委員に説明した3件と違うのか、重ならないのか。それもさっぱり分からないと。そういうことでは、きちんと議論できないですよ、おかしい。

まあ、これ以上議論しても仕方がないから、言うのはやめておきますけれど、徳島県議会も2011年に日韓トンネルの意見書を出して、当時、私も共産党におりましたので、古田さんと同じ会派で、古田さんが反対討論をしました。でも、この日韓トンネルに使われたお金というのは、集められたお金の一部でありまして、日韓トンネルに使うんだと大々的にキャンペーンされたにも関わらず、ほかのことに流用されているということで、これは詐欺ではないかとも言われているというのが、夕べNHKスペシャルでやっていたよね。

言うならば、我々県議会も被害者ですよ。インチキにあった。そういう状況で、しかも徳島県は消費者庁が上におるわけですよ。こういう汚名は返上しないといけないので、もうちょっと真剣に数字を出して、きちんと議論できるようにしていただきたい。県の判断でできるのだったら、もう1回検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それで、この検討委員会の中では、被害救済のために消費者契約法を改正できないかとか、それから加害者への制裁としては、宗教法人法を改正して、それによる解散命令ができないかとか、いろいろ法的な検討もされているようですけれど、その第1回の検討会議の中で、消費者教育が大事だということも言われています。

これは、事前の委員会で、私も是非そうすべきだということでお尋ねをしましたけれども、ただ、その消費者教育というのは、だまされないためのハウツーだけでは、私は不十分だと思います。

何でかというと、宗教に関わるマインドコントロールというのは、信仰と一体ですので、ものすごく強く教祖側が信者側を束縛してしまうのですね。その中で、被害が発生するわけですから、単なる消費者としての心構え程度では救えません。常にマインドコントロールの被害を受けるのは弱い側でありまして、あの安倍さんを狙撃した人も、お兄さんが亡くなったことをきっかけに、お母さんがこの信仰に入っていったということが言われていますけれど、いろいろな不幸に見舞われて、自分自身で自分の心の安定を得られないときに宗教に勧誘されたときに、すっと入ってしまうという場合がよくあると言われておりますよね。ですから、若い頃から、何か大きな家庭的な問題や自分の健康の問題に直面したと

きに、自分自身がしっかりした物の見方、考え方を持っていて、いい加減な教義、いい加減な宗教には、引っかからないような訓練というのがされていけば、根本的な対策になるのだらうと思うのです。

世界観というか、ものの見方、考え方というのは、宗教的な見方をされる信仰に基づくものもあれば、科学的な考え方、合理性に基づく世界観というのもあります。余談になりますが、私は生粋の唯物論者でありまして、神も仏も靈魂も信じませんが、信仰に基づく救いというのは、どういうものなのだろうかということに関心を持ちまして、ある県内の仏教系の新興宗教の方にお誘いされたので、年2回ぐらい拝みに行くのです。そうすると、その周辺の人々の状況を見ておきますと、確かに、無茶な寄附を要求されていることもないし、お経なんかを唱える中で、心の平安を得ているようなことが見受けられます。その方々も、うちは旧統一教会とは違うのだと。うちはお寺さんだから心配ないのだみたいなことをおっしゃるんです。実際に、宗教をやっている方からも、旧統一教会のようなやり方は反社会的で許せないという批判が出てきていますよね。公明党の方なんかも批判していますよね。

だから私は、宗教団体だから旧統一教会が反社会的なことをしたのではないけれども、宗教だから、科学だからという問題ではなくて、今の社会の中で、宗教とか科学とか、あるいは概念論とか唯物論とか、そういういろいろな世界観がある、それを全て人間の内心の自由の問題として保障される、この日本の民主主義社会の中で、お互いの意見を尊重することが、無用な争いを生まなかったり、ひいては国家間の平和につながっていくのだというように、民主主義の仕組みをしっかりと、未来を担う子供たちに教えていくということが、だまされない主権者を育てる根本的な手法だらうと私は思うのです。

これは、本会議の一般質問でもお尋ねした主権者教育とも重なるテーマでありますけれども、だからこそ、その時々、ウクライナ侵略の問題とか、今、議論している旧統一教会の霊感商法の問題なんかを真正面から教育の中で取り上げて、一方的な見解を押し付けるのではなくて、お互いの意見を戦わせて、お互いの意見を尊重するという、そういう中で、変な思想、変な宗教、変な教義にだまされない主権者を育てていくことが大事だと思うのです。

現状、どのような姿勢で、そのあたり教育委員会として取り組んでおられるのか、この1点だけをお尋ねいたします。

今田学校教育課長

ただいま扶川委員より、まず悪質商法にだまされないために、自分自身でもものの見方を持つ、考え方を持つといったことを学校教育の段階から訓練していく必要があるのではないかと。また、民主主義などを学ぶ中で、お互いの意見を尊重しあう主権者の育成にも取り組むべきと、そういった趣旨の御質問であったと理解しております。

まず、悪質商法に関してですが、悪質商法のターゲットとなることが懸念される状態といえますのは、様々な情報や勧誘に影響されまして、正常でない心理状態に陥りますと、適切な意思決定ができなくなって、悪質商法のターゲットとなるということが懸念されるとされております。

その上で、SNSで親しくなってから勧誘してきたりですとか、先輩・後輩などの断り

にくい環境を利用した勧誘が行われた場合であっても、自分にとって本当に必要なものであるか、勧誘者は信頼できるか、信じる根拠は十分かなどについて、自ら考え、正常な心理状態の下、意思決定を行える力を身に付けさせていくことが重要と考えております。

こうした消費行動における意思決定につきましては、家庭科の消費者教育の中で指導されている状況でございます。消費者教育の中で、悪質商法の事例や対策方法について考え、理解を深めることは、高校生が消費者被害に遭わないために、まずは重要ではないかと考えております。

その上で、こうした主体的な意思決定につきましては、悪質商法への対策等に限らず、社会生活のあらゆる場面で日々必要となるものでございまして、高校教育全体を通じて、高校生が物事を自ら考え、又は情報収集や分析を行い、より良い選択と意思決定を行っていただけるように、必要な資質、能力を養っていくといったことも重要と認識をしております。

各教科におきましては、例えばですけれども、SNSの時代において、多くの情報が社会にあふれる中で、情報をうのみにしない、情報に流されないといった観点からは、情報科において、情報の送り手として間違っただ情報を発信しないといった態度や、情報の受け手として信頼性や信ぴょう性を判断したり確保したりすることについての学習などが行われている状況でございます。

以上が学校教育の中で、各学校で学習指導要領に基づき行われていることでございますが、さらに、県教育委員会におきましては、各高校生が自らものと考え、課題解決に取り組むための機会といたしまして、各学校のリーダーとなる生徒を対象としました課題解決型ワークショップの開催や、仲間と協働して政策プレゼンを行う取組、さらには、実社会との接点を重視したまちづくりをテーマとした生徒間での積極的な議論によって、まちづくりへの意見書を高校生自身が取りまとめるといった活動などの機会を設けて、高校生たちの主体的な学びの機会を充実させているところでございます。

県教育委員会といたしましては、高校生が物事を主体的に判断し、さらには、他の生徒とも協議をしながら、責任を持って今後行動できる力を身に付けられるように、主体的・対話的で深い学びの充実などに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

扶川委員

主権者教育のことでも言いましたけれど、もう18歳になったら選挙に行かなくてはいけなくていいのですよね。旧統一教会の問題が有権者としての判断にどう影響するのか、もう早速、今度の参議院選挙でも影響したのではないのでしょうか。どう考えて、何をどういう知識をバックにして、投票したのでしょうか。あるいは、そういうことが分からないから投票に行かなかったのでしょうか。

そのあたりをよく考えて、やはり、もうとにかく実社会に出たら、あらゆる問題に逃げずに立ち向かっていかないといけないわけですから、本当にその時々、最小限考えておかなくてはいけない時事の課題については、どんどん積極的に、教育委員会として学校現場で取り上げていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

時間もありませんので、あと1点だけ。ジビエの関係をお尋ねします。

ジビエについても議論がありましたけれど、大体、資料を見ますと、被害はやや減少傾向であるけれども、頭数は横ばいぐらいだということを総論で書かれておるようです。

これから、被害を減らしていくために、もっと捕るようになるのでしょうか。それとも、捕獲頭数の目標も、これはもうこのくらいの頭数でいくのでしょうか。

何でこんなことをお聞きするのかと言いますと、ジビエに活用していく頭数というのが、ずっと確保されていくのかどうかということに関心があるのです。ちょっとそのあたり、どう考えたら良いのか教えてください。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま扶川委員から、捕獲頭数についての御質問を頂きました。

全体としましては、捕獲頭数を増やしていきながら、生息数を減らしていくという方向に取組が進められておりまして、徳島県では昨年、シカで1万5,000頭、それからイノシシで8,800頭の捕獲を実施しております。

引き続き、捕獲頭数の確保に向けまして、取組を進めてまいりたいと思います。

扶川委員

その利用率の資料を事前に頂いております。

シカが1万5,421頭に対して、利用率は1,347頭の8.7パーセント、イノシシについては8,855頭に対して257頭で2.9パーセントということで、非常に低いのです。やはり殺傷した命はきちんと食べてあげなくてはいけないと思うので、そのためには、これも県下にある処理施設に、殺傷してから1時間以内に届ける必要がある。あるいは冷蔵して運ぶとその時間を延ばせるので、その時間を延ばしつつ届ける必要がある。

運搬の車両数とか人手とか、これは足りているのでしょうか。状況を教えてください。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、運搬車両が足りているかということで御質問を頂きました。

捕獲につきましては、徳島県は、非常に地形が急しゅんだということもございますし、今、お話にございましたような、いわゆる1時間ルールもあつたりしまして、非常に率が低いという状況になっております。

徳島県の場合ですと、今、お話がありましたように、令和3年度は1,604頭の処理をしておりますが、これにつきましては、5年前と比べますと約3倍の数字となって、増えてきているという状況にはなっております。

ただ、施設も県の西部とか南部のほうにありまして、全体としてはまだ十分ではないという状況の中で、1時間ルール等がございますので、できるだけ広い範囲で集めるということを含めまして、保冷車の活用とかそういったことも検討している状況でございます。

扶川委員

足りないのであれば、保冷車を補助してでも増やす。それから、生きたまま運ぶことを求める施設もあると聞きましたけれど、例えば、そういう技能者を増やす。それで、多少時間が掛かってでも、必要な所に届けるようにすると。そんな対策をとっていく必要があるかと思うのです。

ただ、一方、消費が拡大しないことには、処理しても肉が余ってしまうわけでありまし

て、この処理施設というのは、今、稼働率はどのくらいあるのですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、処理施設の稼働率についての御質問を頂きました。

県内に10地区、12施設が今、処理施設として整備されておりますが、それぞれ処理頭数が違っておりまして、地域において捕獲量に応じた処理が行われているという状況でございます。

扶川委員

稼働率が分かったら、また後で結構ですから教えてください。

むやみに処理をしても、消費できないのでは仕方がないから、消費できる販路開拓と、その処理能力と、両方平行して増やしていきつつ、殺したイノシシやシカをきちんと運んでいく段取りを付けると。そんな、どちらが先とも言えないような取組が必要になっていくと思うのです。だから、そういう数字を出していただかないと、ちょっと議論しにくいので、是非、出していただきたいと思います。

利用促進については、学校給食に時々使われ始めていると思うのですが、もう少し本格的に取り組んだらどうかと私は思うのです。前も言いましたけれど、これが食育として非常に役に立つ。エシカル消費そのものでありますので、県教育委員会として、もっと利用促進をお願いしたいのですが、どのようにお考えですか。

吉岡体育健康安全課長

ジビエを学校給食に提供するに当たりましては、安全・安心を第一といたしまして、安定した供給体制や、それから味、衛生状態、価格などの様々な条件を整える必要がございます。特に保護者の理解を得ることは、非常に重要だと考えております。

また、食物アレルギーを有する児童・生徒も喫食いたしますので、その安全性も検討する必要がございます。

学校給食にジビエ料理を導入するかにつきましては、実施者の判断となります。各市町村教育委員会等からの聞き取り調査によりますと、アレルギー対応に不安があるとか、望む形で搬入してもらえるのかとか、また、牛肉などの場合は個体識別番号等で安全性が確保できますが、ジビエの場合は、そのあたりが不安である、このような意見を聞いております。

ほかの県でも、同様にジビエ活用に課題を抱えておりますので、他県の動向も注視しながら、市町村教育委員会と連携して対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

時間も余りありませんので、是非、これは消費者・環境対策特別委員会で、どちらの部局もおるわけですから、今、教育委員会からお話しされたようなハードルをクリアするために、担当間でしっかり話し合いをして、それで市町村に対して説得的な説明ができる資料を提供していただきたいと思います。

やはり、食料危機の時代がやってきますし、本当にたくましい、何でも食べてやるんだ

ぐらいの子供たちが育たないと、もしかしたら怖いですよ、食料危機が来ますよ。

それと、何とんでも地産地消の典型ですし、命を大事にするという意味でも、本当に最高の食育の教材ですので、しっかり活かしていただきたいということを改めてお願いをして、終わります。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、消費者・環境対策特別委員会を閉会いたします。(14時22分)